

都市再生緊急整備協議会の設立について

都市再生緊急整備協議会

- 都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。
- 協議会は、都市再生緊急整備地域の「都市再生安全確保計画」並びに特定都市再生緊急整備地域の「整備計画」を作成することができる。

協議会の構成員

(1) 国の関係調整機関等の長【法第19条第1項】

- ①国の関係行政機関の長のうち本部長(=内閣総理大臣)
- ②本部長の委嘱を受けたもの(=各省大臣)
- ③関係地方公共団体の長(=都道府県知事・市町村長)

(2) 独立行政法人の長等【法第19条第2項】 → (1)が、協議して加えることができる者

- ①独立行政法人の長
- ②特殊法人の代表者
- ③地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)
- ④地方独立行政法人の長
- ⑤都市再生緊急整備地域内において
都市開発事業を施行する民間事業者
- ⑥都市再生緊急整備地域内において
公共公益施設の整備若しくは管理を行う者
- ⑦都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、
管理者、占有者
- ⑧鉄道事業者

地方公共団体

国

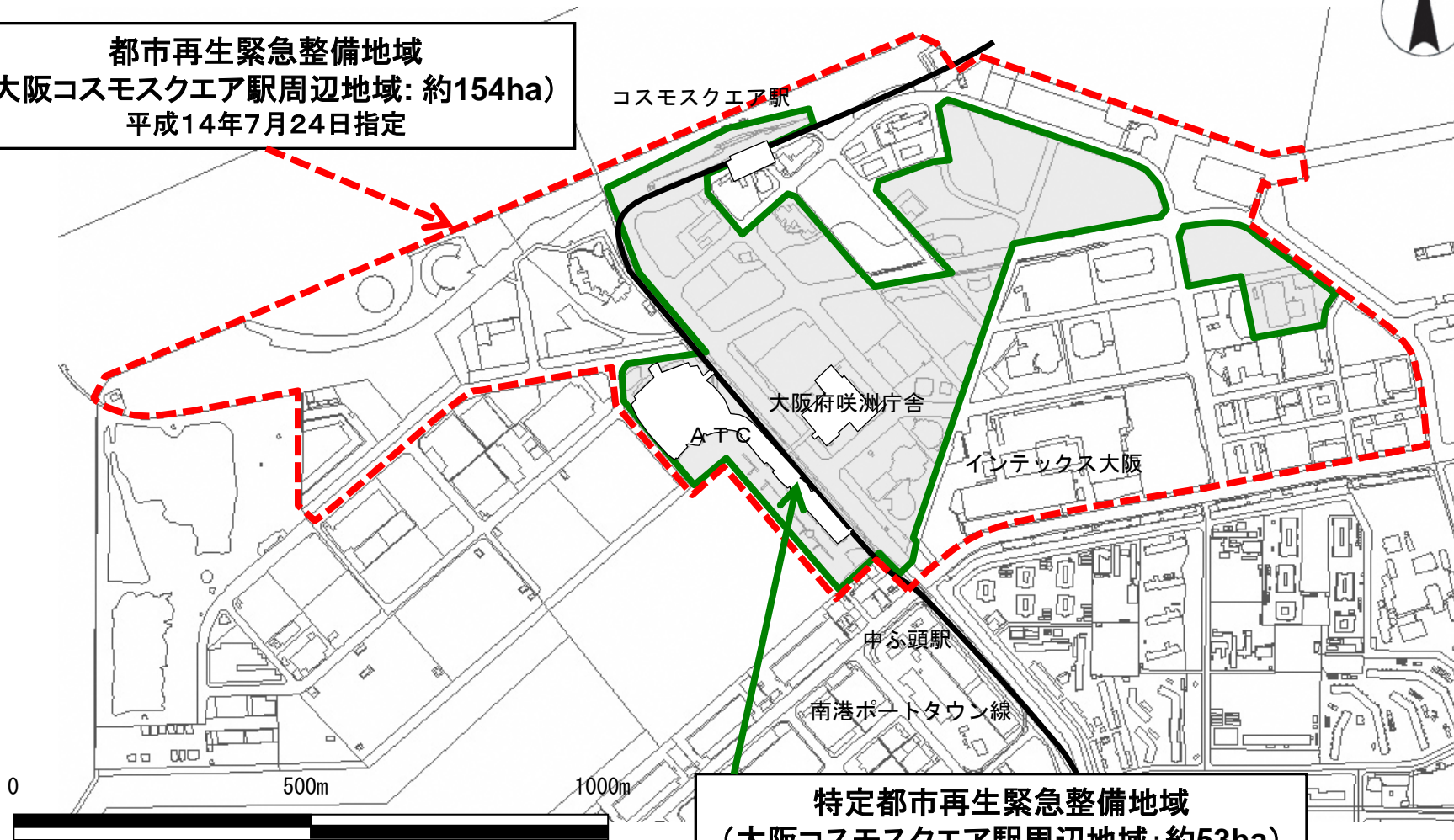
民間事業者
など



大阪コスモスクエア駅周辺地域 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域



都市再生緊急整備地域
(大阪コスモスクエア駅周辺地域: 約154ha)
平成14年7月24日指定



特定都市再生緊急整備地域
(大阪コスモスクエア駅周辺地域: 約53ha)
平成24年1月25日指定

都市再生緊急整備協議会の役割

都市再生緊急整備地域

特定都市再生緊急整備地域

「都市再生安全確保計画」

- ・ 滞在者等の安全の確保に関する基本的方針
- ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備に関する事業並びに実施主体及び実施期間に関する事項
- ・ 上記施設の適切な管理のために必要な事項

など

「整備計画」

- ・ 都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針
- ・ 都市の国際競争力強化を図るために必要な都市開発事業や公共公益施設の整備に関する事業
- ・ 上記事業の実施主体及び実施期間
- ・ 上記事業により整備された施設の適切な管理のために必要な事項

など

作成

都市再生緊急整備協議会

協議会規約第二条(目的)

協議会は、「都市再生安全確保計画」及び特定都市再生緊急整備地域の「整備計画」を作成、ならびにこれらの計画の実施にかかる連絡調整等を行う。

(都市再生特別措置法第19条の13、第19条の2)

コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 規約(案)について

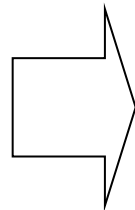
都市再生緊急整備協議会

協議会の構成(第三条)

1. 内閣総理大臣および内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
2. 大阪府知事
3. 大阪市長
4. 独立行政法人の長、関係民間事業者等

協議会の会長(第四条)

- ・協議会の会長は内閣総理大臣とする
- ・職務代理者をあらかじめ指名



都市再生緊急整備協議会会議

会議の構成(第五条)

協議会の構成員又はこれらの指名する職員

会議の議長(第六条)

会議に議長を定める

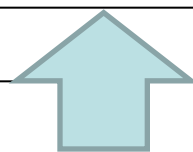
会議において協議が調った事項については協議会構成員はその結果を尊重しなければならない(第十一条)

大阪コスモスクエア駅周辺地域部会

部会(第十二条)

- ・議長は部会を設置することができる
- ・部会の構成員は、協議会の構成員及び部会長が特に必要があると認めるもの
- ・部会に部会長を置く

部会の議決については会議での議決を得たものとみなすことができる(第十二条11)



大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議 及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会運営要綱(案)について

規約第十五条

会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める



運営要綱 第二条 (会議の基本方針)

- ・ 会議・部会は公開とし、開催に必要な事項は別途定める
→ 傍聴要領
- ・ 会議資料は、終了後、大阪市ホームページに掲載する

傍聴要領

- ・ 傍聴を定める定員は10名とする
- ・ 報道機関の傍聴については、記者席を設ける